

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：令和4年3月10日（令和4年（行情）諮問第202号）

答申日：令和6年2月15日（令和5年度（行情）答申第696号）

事件名：特定法人に対する車両使用停止処分に係る決裁文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、特定運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った令和3年7月21日付け特定文書番号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件処分で不開示とした部分について精査していただきたい。
- (2) 情報公開法の運用について平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せは、次のとおり、公務員の氏名を開示する申合せを行っている。

各行政機関における公務員の氏名については、情報公開法の適正かつ円滑な運用を図る観点から、下記の統一方針にのっとり取り扱うものとする。

## 記

各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする。なお、特段の支障の生ずるおそれがある場合とは、以下の場合をいう。

- 1) 氏名を公にすることにより、情報公開法5条2号から6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合

2) 氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合

(説明)

「公にする」とは、職務遂行に係る公務員の氏名を求められれば応じるとの趣旨であり、対外的に積極的に周知することまで義務付けるものではない。

また、上記取扱方針に基づき行政機関が公にするものとした職務遂行に係る公務員の氏名については、今後は、情報公開法に基づく開示請求がなされた場合には、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(5条1号ただし書イ)に該当することとなり、開示されることとなる。

(3) 公務員の氏名を公にすることにより個人の権利利益を害するのなら、具体的に権利利益を害することを立証すべきである。本件処分は理由付記不備であり、取り消されるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

(1) 本件審査請求の端緒となった本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、本件対象文書の開示を求めてなされたものである。

(2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、本件対象文書のうち、令和3年7月21日付けで特定運輸局が通知した行政文書開示決定通知書の別表1に掲げる部分について、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイにより不開示とする一部開示決定(原処分)を行った。

(3) これを受けて、審査請求人は、国土交通大臣に対し、原処分の取消しを求めて本件審査請求を提起した。

#### 2 審査請求人の主張について

(略：上記第2の2に同じ。)

#### 3 原処分に対する諮問庁の考え方について

##### (1) 事案の概要

特定法人については、特定期間の計7日間、特定地方公共団体より運行受託している特定地方公共団体運営バス(特定路線)において、終点特定停留所Aまで運行すべきところ、途中の特定停留所B(終点の二つ前の停留所)で運行を終了(中断)した旨の自己申告(特定日A付け報告書提出)があったことから、国土交通省特定運輸支局が特定法人に対し一般監査を実施し、道路運送法(昭和26年法律第183号)に違反する事実が確認されたことから、特定日B、処分庁において特定法人に対して道路運送法40条に基づき輸送施設の使用停止処分(以下「本停止処分」という。)を行った。

本件開示請求に対して、処分庁は本停止処分を行うことを決裁した文

書一式（本件対象文書）を特定した。

審査請求人は原処分において不開示とした部分の精査を求めているため、原処分において不開示とした部分の不開示情報該当性について以下検討する。

(2) 各文書の不開示情報該当性の検討

① 「輸送施設の使用停止及び付帯命令書」

処分庁は、本文書に記載されている自動車登録番号について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）による自動車の登録事項等証明書の交付請求の要件として原則記載が義務付けられている情報であり、公とした場合、不正な交付請求が行われるなど、自動車の所有権の公証制度に係る事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため法5条6号柱書きに基づき不開示とした。

しかしながら、自動車の登録事項等証明書の交付請求に際しては、交付請求に係る自動車登録番号及び車台番号の情報が求められるものであり、自動車登録番号の情報のみでは証明書を請求することはできないため、かかる不開示理由は不適切であり、また、特定法人の正当な利益を害することにはならない（法5条2号非該当）と考えられることから、開示することが妥当である。

一方、本文書に記載されている受領者名については、本文書を受領した特定法人の職員名が記載されているところ、受領者名は個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため、法5条1号に該当し不開示とした原処分は妥当である。

② 「決裁・供覧（一般乗合旅客自動車運送事業者の行政処分について）」2件及び「決裁・供覧（行政手続法の規定に基づく不利益処分に係る弁明書の通知について）」

処分庁は、本3文書に記載されている起案者名、決裁者名、印影及び監査実施者について、法5条1号に該当するものとして不開示とした。

うち本2文書は道路運送法40条及び41条に基づく行政処分に関する決裁文書であり、行政機関が公にするものとしている職務遂行に係るものであることから、本文書に記載されている起案者、決裁者たる公務員の氏名については、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法5条1号ただし書イ）に該当するため開示することが妥当である。あわせて、印影についても法5条の除外規定には該当しないため開示することが妥当である。

監査実施者の氏名及び役職名については、公にすることで、不当な働きかけを受ける可能性があり、今後の同種の監査の実施、正確な

事実の把握が困難になるものであることから、法5条6号イに規定する「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」に該当するため不開示とすることが妥当である。

なお、監査を実施した特定運輸支局名については、既に開示した文書中で明らかにされているため、開示することが妥当である。

③ 「★特定法人 違反点数整理」【不開示維持。ただし、根拠条文を変更】

処分庁は本文書記載の一部の対象営業所、監査日、端緒、処分内容、処分年月日、違反点数、違反件数、指摘事項確認監査日について法5条6号イに該当するものとして不開示とした。

不開示とした部分は特定法人の特定営業所に対する監査に関する非公表情報であることから、法5条2号イに該当する情報として不開示とすべきものである。したがって、不開示とした結論においては妥当である。

④ 「輸送施設の使用停止及び付帯命令書」

処分庁は、本文書に記載されている自動車登録番号について、車両法による自動車の登録事項等証明書の交付請求の要件として原則記載が義務付けられている情報であり、公とした場合、不正な交付請求が行われるなど、自動車の所有権の公証制度に係る事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため法5条6号柱書きに基づき不開示とした。

しかしながら、自動車の登録事項等証明書の交付請求に際しては、交付請求に係る自動車登録番号及び車台番号の情報が求められるものであり、自動車登録番号の情報のみでは証明書を請求することはできないため、かかる不開示理由は不適切であり、また、特定法人の正当な利益を害することにはならない（法5条2号非該当）と考えられることから、開示することが妥当である。

⑤ 「自動車事故報告書」及び「自動車事故報告書（別紙1）」

処分庁は、本2文書中、自動車登録番号について、車両法による自動車の登録事項等証明書の交付請求の要件として原則記載が義務付けられている情報であり、公とした場合、不正な交付請求が行われるなど、自動車の所有権の公証制度に係る事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため法5条6号柱書きに基づき不開示とした。

しかしながら、自動車登録番号については、前掲④における判断と同様の理由から、開示することが妥当である。

⑥ 「死亡事故発生の報告について」

処分庁は本文書の「4. 当事者」に記載される歩行者、運転士及び車両の情報について不開示とした。当該不開示部分には歩行者の欄には職業、氏名、年齢、性別が、運転士の欄には氏名、年齢、経験、社番について記述されており、これらの情報は個人に関する情報である特定の個人を識別することができるため、法5条1号に該当する情報であるとして不開示とした原処分は妥当である。

一方で、車両の欄には自動車登録番号が記載されているのみであるため、前掲④における判断と同様の理由から、開示することが妥当である。

⑦ 「指導監督実施状況チェックシート及びその補足説明」

処分庁は「指導監督実施状況チェックシート及びその補足説明（A4判3枚）」の全てを不開示とした。「指導監督実施状況チェックシート（1枚目）」は旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）に基づき作成されているチェックシートであることから、同規則38条1項及び2項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針で示されている事項については開示とすることが妥当である。したがって、同チェックシート1枚目の「内容」の欄に記載されている「★指導・監督内容」の1～10の記載事項及び「★配慮すべき事項」の1～7までの記載事項については開示とすることが妥当である。

一方で、それ以外の記載については、同規則によって公となっていない配点や監査職員による判定結果、手書きの記述、監査人が作成したメモであり、これを公にすることにより判定の手法が明らかになり、今後の監査に支障が生じるおそれがあることから、法5条6号イに該当し不開示を維持することが妥当である。

⑧ 「一般乗合旅客自動車運送事業監査表 特定頁番号と記載のあるもの」

処分庁は、本文書のうち、判定、概要、メモ欄について不開示とした。

本文書は特定法人に対して行われた過去の監査資料から今次監査に必要な部分を抜粋したものであり、当該部分には監査した項目に対する判定結果や、処分する上での指摘事項が記載されている。公にすることにより監査手法が明らかになり、今後の監査に支障が生じるおそれがあるため、法5条6号イに該当することから不開示を維持することが妥当である。

⑨ 「事業者が特定運輸支局長に特定日Cに報告した「報告書」

処分庁は、本文書について、法5条6号イに該当するとして不開示

とした。本文書は、特定法人が自発的に処分庁に提出をした文書であり、法令に基づき事業者に提出が求められる文書ではない。公にすると今後生じる同種同事案の関係者からの信頼を失うだけでなく、自主的な報告を躊躇することとなり、今後の監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため法5条6号柱書き及びイに該当することから、文書の日付、宛先を除き、法5条6号柱書き及びイにより不開示とすることが妥当である。

⑩ 「RE：【確認依頼（乗合）】特定法人特定営業所の監査書類について」

処分庁は、本文書中【確認事項】について不開示とした。当該不開示部分には監査担当者間における監査に当たっての準備・確認事項が具体的に記載されており、本不開示部分を公にすることにより監査手法が明らかになり、今後の監査に支障が生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きにより不開示とした原処分は妥当である。

また、本文書で不開示としたメール印刷者、差出人、宛先、CC、メールに記載された自動車監査官の氏名及びメール本文の最後に記載されている署名者の氏名は、全て本事案の監査実施者であり、公にすることで、不当な働きかけを受ける可能性があり、今後の同種の監査の実施、正確な事実の把握が困難になるものであることから、法5条6号イに規定する「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」に該当するため、不開示とした原処分は妥当である。

⑪ 「一般乗合旅客自動車運送事業の一部管理の委託および受託契約書」

当該文書は、特定法人と相手方企業との契約書であり、法5条2号イに該当する情報であることから、不開示とした原処分は妥当である。

⑫ 「目次」

本文書は監査結果進達書類の目次であり、担当者名と進達に当たって添付した書類が網羅的に記載されている。担当者名には実際に本件監査を行った者の氏名が記載されており、公にすることで、不当な働きかけを受ける可能性があり、今後の同種の監査の実施、正確な事実の把握が困難になるものであることから、法5条6号イに規定する「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」に該当するため不開示とすることが妥当である。

また、進達に当たって添付した書類名は監査時に必要な書面・項目が記載されており法令等によって明らかにはなっておらず、これらを開示することにより、監査のポイント等が明らかになるおそれがあることから、法5条6号イに該当し、不開示とした原処分を維持することが妥当である。

⑬ 「監査概要」

原処分においては本文書中「3. 監査実施者」の氏名を不開示とした。不開示とした箇所には実際に本件監査を行った者の氏名が記載されており、公にすることで、不当な働きかけを受ける可能性があり、今後の同種の監査の実施、正確な事実の把握が困難になるものであることから、法5条6号イに規定する「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」に該当するため不開示とすることが妥当である。

⑭ 「事業者台帳乗合について」

処分庁は、本文書に記載されている運行管理者名及び整備管理者名を不開示としている。当該不開示部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、法5条1号により不開示とした原処分は妥当である。

⑮ 「旅客自動車運送事業運行管理者選任（解任）届出書

処分庁は、本文書に記載されている運行管理者（統括運行管理者を含む。）の氏名、生年月日、資格者証番号について不開示とした。当該不開示部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、法5条1号により不開示とした原処分は妥当である。

⑯ 「整備管理者（選任・変更・廃止）届出」

処分庁は、本文書に記載されている整備管理者（整備責任者を含む。）の氏名、生年月日、年齢、合格証書番号及び印影（氏名の横の正方形上の黒塗り部分）について不開示とした。当該不開示部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、法5条1号により不開示とした原処分は妥当である。

⑰ 「車両一覧（A4判9枚）」

処分庁は、本文書の全てについて、車両法による自動車の登録事項等証明書の交付請求の要件として原則記載が義務付けられている情報であり、公とした場合、不正な交付請求が行われるなど、自動車の所有権の公証制度に係る事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれ

があるため法5条6号柱書きに基づき不開示とした。

しかしながら、前掲④における判断と同様に、自動車の登録事項等証明書の交付請求に際しては、交付請求に係る自動車登録番号及び車台番号の情報が求められるものであり、自動車登録番号又は車両番号の情報のみでは証明書を請求することはできないため、かかる不開示理由は不適切である。

一方で、本文書は特定法人が所有する車両の一覧であり、通常は公にされない情報であって、公にすることにより当該法人の競争上の地位のほか正当な利益を害することから法5条2号に該当する。したがって、本文書に記載の使用者名、使用者住所、使用の本拠及び日付を除き、車両の一覧全てについて不開示とすることは結論において妥当である。

- ⑱ 「事業者が特定運輸支局長に特定日Aに報告した「運行を途中で終了した事案の発生について」」（A4判3枚）

処分庁は、本文書について、法5条6号イに該当するとして不開示とした。本文書は、特定法人が自発的に処分庁に提出をした文書であり、法令に基づき事業者に提出が求められる文書ではない。公にすると今後生じる同種同事案の関係者からの信頼を失うだけでなく、自主的な報告を躊躇することとなり、今後の監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため法5条6号柱書き及びイに該当することから、文書の日付、宛先を除き、不開示とすることが妥当である。

- ⑲ 「特定法人による運行中断について」

処分庁は、本文書に記載されている来庁者の氏名について不開示とした。当該不開示部分には特定法人の担当職員の氏名が記載されており、当該不開示部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、法5条1号により不開示とした原処分は妥当である。

また、本文書に記載されている対応者の氏名のうち、輸送・監査担当については、同者は本事案の監査実施者であるため、公にすることで、不当な働きかけを受ける可能性があり、今後の同種の監査の実施、正確な事実の把握が困難になるものであることから、法5条6号イに規定する「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」に該当するため、輸送・監査担当の氏名について不開示とした部分は妥当である。

あわせて、本文書中「【内容】」には、報告書の内容や聞き取りし



た内容が分かる情報が記載されており、これらの情報を公にすると、違反事実を確認するために聞き取りを行う際の着眼点等が明らかとなることから、法5条6号イに該当するため不開示とした原処分は妥当である。

⑳ 「事業者が自主的に提出した報告書」（A4判6枚）

処分庁は、本文書について、法5条6号イに該当するとして不開示とした。本文書は、特定法人が自発的に処分庁に提出をした文書であり、法令に基づき事業者に提出が求められる文書ではない。公にすると今後生じる同種同事案の関係者からの信頼を失うだけでなく、自主的な報告を躊躇することとなり、今後の監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書き及びイに該当することから、報告書の日付、宛先を除き、不開示とすることが妥当である。

㉑ 「補足説明文書」

処分庁は、「補足説明文書」のうち「【以下ヒアリング，調査結果による】」，「【支局からの質問，意見，指示】」について不開示とした。不開示とした部分には監査者が聞き取りを行った内容や対応方針などが分かる情報が記載されていることから、これらの情報を公にすると、監査者の着眼点が明らかとなり、今後の監査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号イにより不開示としたことは妥当である。

なお、補足説明文書の後に続き、全部不開示とした1枚の文書は、前掲⑱において不開示とした文書と同一のものであるため前掲⑱における理由により不開示とすることが妥当である。

㉒ 「確認書」

処分庁は、本文書に記載されている特定法人特定営業所の代表者の氏名について不開示とした。当該不開示部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、法5条1号により不開示とした原処分は妥当である。

㉓ 「一般乗合旅客自動車運送事業監査表」

処分庁は、本文書に記載されている監査員の氏名を法5条1号に該当するものとして不開示としたが、当該監査員は本事案の監査実施者であるため、公にすることで、不当な働きかけを受ける可能性があり、今後の同種の監査の実施、正確な事実の把握が困難になるものであることから、法5条6号イに規定する「監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ」に該当するため、不開示と

したことは結論において妥当である。

また、本文書では監査立会者の氏名及び役職について不開示としている。当該不開示部分には監査に立ち会った特定法人の職員の氏名・役職について記載されており、当該不開示部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、法5条1号により不開示とした原処分は妥当である。

本文書中「判定」、「概要」、「判定基準」、「総合判定」及び「総合所見」の欄については、監査における具体的な監査内容やその評価、監査対象事業者を監査、処分する上での指摘事項等が記載されており、これを公にした場合、法5条6号の不開示情報に該当するため、不開示とした原処分を維持することが妥当である。

②④ 「監査表補足」

本文書には監査表の補足として、監査における具体的な監査内容やその評価に結び付く補足情報が記載されており、法5条6号の不開示情報に該当するため、タイトル「監査表補足」を除き、不開示とした原処分を維持することが妥当である。

②⑤ 「指導監督実施状況チェックシート（A4判1枚）」

処分庁は「指導監督実施状況チェックシート及びその補足説明（A4判1枚）」の全てを不開示とした。「指導監督実施状況チェックシート（1枚目）」は旅客自動車運送事業運輸規則に基づき作成されているチェックシートであることから、同規則38条1項及び2項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針で示されている事項については開示とすることが妥当である。したがって、同チェックシート1枚目の「内容」の欄に記載されている「★指導・監督内容」の1～10の記載事項及び「★配慮すべき事項」の1～7までの記載事項については開示し、それ以外の記載については、同規則によって公となっていない配点や監査職員による判定結果、手書きの記述、監査人が作成したメモであり、これを公にすることにより判定の手法が明らかになり、今後の監査に支障が生じるおそれがあることから、法5条6号イに該当し不開示を維持することが妥当である。

②⑥ 「点呼記録表」

処分庁は「点呼記録表」計21枚のうち、乗務員氏名、印影及び運行管理者の印影を不開示とした。当該不開示部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、法5条1号により不開示とした原処分は妥当である。

また、処分庁は、本文書中に記載される交番名、指示事項の一部及び勤務内容について不開示とした。当該不開示部分は特定法人の内

部管理情報であることから、法5条2号イにより不開示とした原処分は妥当である。

一方で、処分庁は本文書中に記載されている車両番号を法5条6号により不開示とした。しかしながら、車両番号は自動車登録番号を示しているものであり、前掲④における判断と同様の理由から、開示に転じることが妥当である。

⑳ 「運行記録（タコグラフ）」

処分庁は前掲㉔「点呼記録表」計21枚の中に掲載される「運行記録（タコグラフ）」のうち、運転者名、印影を不開示とした。当該不開示部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、法5条1号により不開示とした原処分は妥当である。

また、処分庁は、本文書に記載される交番名、走行柵を不開示とした。当該不開示部分は特定法人の内部管理情報であることから、法5条2号イにより不開示とした原処分は妥当である。

一方で、処分庁は本文書に記載されている車両No. を法5条6号により不開示とした。しかしながら、車両No. は自動車登録番号を示しているものであり、前掲④における判断と同様の理由から、開示に転じることが妥当である。

㉑ 「特定地方公共団体関係交番別距離確認表」

処分庁は本文書（計4枚）のうち、運転士名、車番、印影について不開示とした。運転士名、印影については個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、法5条1号により不開示とした原処分は妥当である。

一方で、処分庁は本文書に記載されている車番を法5条6号により不開示とした。しかしながら、車番は自動車登録番号を示しているものであり、前掲④のとおり、自動車の登録事項等証明書の交付請求に際しては、交付請求に係る自動車登録番号及び車台番号の情報が求められるものであり、自動車登録番号又は車台番号の情報のみでは証明書を請求することはできないため、かかる不開示理由は不適切であり、また、特定法人の正当な利益を害することにはならない（法5条2号非該当）と考えられることから、当該不開示部分については開示に転じることが妥当である。

㉒ 「営業所掲示物写真」

処分庁は本文書（計2枚）の全てを不開示とした。本文書は特定法人への監査の際に特定法人の事務所での掲載物を撮影したものであり、これらを公とすることにより、当該法人の権利、競争上の地位のほか正当な利害を害するおそれがあることから、法5条2号イ

に該当し不開示とすることが妥当である。

③〇 「路線パトロール記録」

処分庁は本文書（計4枚）のうち、パトロール実施者の氏名、印影及びその他特記事項について不開示とした。パトロール実施者の氏名、印影は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、氏名、印影及びその他特記事項中特定個人の氏名の記載がある部分については法5条1号により不開示とした原処分は妥当である。

③① 「講習会記録（指導記録）及び添付資料（A4判113枚）」

処分庁は本文書の全てを不開示とした。本文書は特定法人における講習会記録（指導記録）が記載されているものであり、これらの情報は特定法人の内部情報であり、公となることにより、当該事業者の社内講習会のノウハウ等が明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位のほか正当な利害を害するおそれがあることから法5条2号イにより不開示とした原処分は妥当である。

③② 「運転者等チェック表（A4判5枚）」

処分庁は本文書の全てを不開示とした。当該不開示部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、法5条1号により不開示とした原処分は妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、原処分の一部を変更し、原処分で不開示とした部分のうち別表2に掲げる部分については開示に転じ、それ以外の原処分において不開示とした部分については（法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイ）により不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年3月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年4月25日 審議
- ④ 令和5年12月13日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 令和6年2月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、

その一部を法5条1号，2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は，原処分の取消しを求めるところ，諮問庁は，理由説明書（上記第3）のとおり，不開示部分のうち一部を開示するとしている。

また，当審査会事務局職員をして確認させたところ，諮問庁は，改めて検討した結果，別表3に掲げる部分を新たに開示するとし，別表4の3欄に掲げる部分（以下「不開示維持部分」という。）は不開示を維持すべきとしている。

よって，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

なお，当審査会において本件対象文書と諮問書に添付された開示実施文書とを照合したところ，開示実施文書において塗抹された部分のうち別表5に掲げる部分は原処分において不開示とされていないと解するほかはなく，当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

## 2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，諮問庁は，おおむね以下のとおり説明する。

### ア 法5条1号該当性について

文書1，文書9，文書13のうち「署名」に記載されたメールアドレス，文書17ないし文書19，文書22のうち来庁者の役職及び氏名，文書25，文書26のうち監査立会者の氏名等，文書29のうち乗務員氏名及び印影並びに運行管理者印影，文書30のうち運転者名及び印影，文書31，文書33並びに文書35で不開示とした特定法人の職員の氏名などの個人に関する記載部分は，いずれも個人に関する情報であって，それぞれ特定の個人を識別することができるものである。

当該各部分は，法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報ではないことから，法5条1号ただし書イには該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情もない。また，当該各部分は個人識別部分であることから，法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって，法5条1号の不開示情報に該当し，不開示としたものである。

### イ 法5条2号イ該当性について

文書5，文書14，文書20，文書29のうち交番名，指示事項の一部及び勤務内容，文書30のうち交番名及び走行料，文書32並びに文書34において法5条2号イに該当するとして不開示とされた情報については，文書5は特定法人の特定営業所に対する監査に

関する非公表情報であること，文書14は特定法人と相手方企業との契約書であり，事業者の経営判断により決定される当事者以外には通常知り得ない企業秘密であること，文書20は特定法人が所有する車両の一覧であり，通常は公にされない情報であること，文書29のうち交番名，指示事項の一部及び勤務内容，文書30のうち交番名及び走行料，文書32並びに文書34は特定法人の内部管理情報であることから，当該情報が公になることにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるため不開示とした。

ウ 法5条6号柱書き該当性について

文書13のうち【確認事項】において法5条6号柱書きに該当するとして不開示とされた部分には，監査担当者間における監査に当たっての準備・確認事項が具体的に記載されており，当該情報が公になることにより監査手法が明らかになり，今後の監査事務の適切な遂行に支障が生じるおそれがあるため不開示とした。

エ 法5条6号柱書き及びイ該当性について

文書12，文書21及び文書23は特定法人が自発的に処分庁に提出をした文書であり，法令に基づき事業者に提出が求められる文書ではないため，これらの文書において不開示とされた情報が公になることにより，今後生じる同種同事案の関係者からの信頼を失うだけでなく，自主的な報告をちゅうちょすることとなり，今後の監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ，また，監査事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあるため不開示とした。

オ 法5条6号イ該当性について

文書10，文書11，文書15，文書22のうち【内容】，文書24，文書26のうち監査立会者の氏名等以外の情報，文書27及び文書28において法5条6号イに該当するとして不開示とされた部分は，文書10及び文書28は旅客自動車運送事業運輸規則によって公となっていない配点や監査職員による判定結果，手書きの記述，監査職員が作成したメモであり，これが公になることにより判定の手法が明らかになるおそれがあること，文書11は特定法人に対して行われた過去の監査資料から今次監査に必要な部分を抜粋したものであり，当該部分には監査した項目に対する判定結果や，処分する上での指摘事項が記載され，当該情報が公になることにより監査手法が明らかになるおそれがあること，文書15には進達に当たって添付した書類名として，監査時に必要な書面・項目が記載されて

いるところ、当該情報は法令等によって明らかにはなっておらず、公になることにより、監査のポイント等が明らかになるおそれがあること、文書22のうち【内容】及び文書24には報告書の内容や監査職員が聞き取りした内容、対応方針などが分かる情報が記載されており、当該情報が公になることにより、違反事実を確認するために聞き取りを行う際の着眼点等が明らかとなり、違反事実の発覚を免れようとする者に対し、そのための対策を講じる余地を与えることになるおそれがあること、文書26のうち監査立会者の氏名等以外の情報には監査における具体的な監査内容やその評価、監査対象事業者を監査、処分する上での指摘事項等が記載されており、当該情報が公になることにより、監査における手の内が明らかになる等のおそれがあること、文書27には監査表の補足として、監査における具体的な監査内容やその評価に結び付く補足情報が記載されており、当該情報が公になることにより監査手法が明らかになり違法行為を助長するおそれがあることから、監査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため不開示とした。

(2) 以下、上記諮問庁の説明を踏まえて検討する。

本件対象文書を見分すると、当該各不開示維持部分の記載内容はいずれも諮問庁の説明するとおりであると認められる。

また、当該各不開示維持部分を公にすると、各「おそれ」が生じる旨の上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、当該各不開示維持部分は、法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙（本件対象文書）

特定日B，道路運送法などに違反したとして，特定法人特定営業所の事業用車両の使用を停止する処分を行うこととを決裁した文書一式



別表1 本件不開示部分

1 文書番号	2 文書名	3 不開示部分	4 根拠条文(法5条)	5 不開示理由
文書1	輸送施設の使用停止及び付帯命令書	自動車登録番号	6号柱書き	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)による自動車の登録事項等証明書の交付請求の要件として原則記載が義務づけられている情報であり、公とした場合、不正な交付請求が行われるなど、自動車の所有権の公証制度に係る事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため
		受領者名	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため
文書2	決裁・供覧(一般乗合旅客自動車運送事業者の行政処分について)	起案者及び決裁者名	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。	行政機関に所属する公務員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報に該当するところ、その氏名を公にすることにより、関係者から不当な圧力を受けるなど個人の権利利益を害することとなるような場合に当たるため
文書3	決裁・供覧(一般乗合旅客自動車運送事業者の行政処分について)	起案者、決裁者名、印影及び監査実施者	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。	行政機関に所属する公務員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報に該当するところ、その氏名を公にすることに

				より，関係者から不当な圧力を受けるなど個人の権利利益を害することとなるような場合に当たるため
文書 4	決裁・供覧 (行政手続法の規定に基づく不利益処分に係る弁明の通知について)	起案者，決裁者名，印影及び監査実施者	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。	行政機関に所属する公務員の個人に関する情報であって，特定の個人を識別できる情報に該当するところ，その氏名を公にすることにより，関係者から不当な圧力を受けるなど個人の権利利益を害することとなるような場合に当たるため
文書 5	★特定法人違反点数整理	対象営業所，監査日，端緒及び処分内容の一部	6号イ	公表されていない情報であり，公にすると監査に関するノウハウが漏出し，正確な事実を把握することが困難になったり，違法不当な行為を助長するおそれがあるため
文書 6	輸送施設の使用停止及び付帯命令書	自動車登録番号	6号柱書き	道路運送車両法による自動車の登録事項等証明書等の交付請求の要件として原則記載が義務づけられている情報であり，公とした場合，不正な交付請求が行われるなど，自動車の所有権の公証制度に係る事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため

文書 7	自動車事故報告書	自動車登録番号又は車両番号	6号柱書き	道路運送車両法による自動車の登録事項等証明書 <sup>1</sup> の交付請求の要件として原則記載が義務づけられている情報であり、公とした場合、不正な交付請求が行われるなど、自動車の所有権の公証制度に係る事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため
文書 8	自動車事故報告書（別紙1）	自動車登録番号	6号柱書き	道路運送車両法による自動車の登録事項等証明書 <sup>1</sup> の交付請求の要件として原則記載が義務づけられている情報であり、公とした場合、不正な交付請求が行われるなど、自動車の所有権の公証制度に係る事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため
文書 9	死亡事故発生の報告について	4. 当事者 ○ 歩行者（死亡）に記載された職業，氏名，年齢及び性別	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため
		4. 当事者 ○ 当社乗務員に記載された氏名，年齢，経験及び社番	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため

		自動車登録 番号	6号柱書き	道路運送車両法による 自動車の登録事項等証 明書の交付請求の要件 として原則記載が義務 づけられている情報で あり、公とした場合、 不正な交付請求が行わ れるなど、自動車の所 有権の公証制度に係る 事務の適正な執行に支 障を及ぼすおそれがあ るため
文書1 0	指導監督実 施状況チェ ックシート 及びその補 足説明（A 4判3枚）	全て	6号イ	監査結果を判定する上 で、詳細な基準等が記 載されており、公にす ることにより判定の手 法が明らかになり違法 行為を助長するおそれ があるため
文書1 1	一般乗合旅 客自動車運 送事業監査 表 特定頁 番号と記載 のあるもの	判定、概要 及びメモ	6号イ	自動車運送事業者を監 査、処分する上での指 摘事項等が記載されて おり、監査における手 の内が明らかになる 等、違法行為の事実確 認を困難にするおそれ があるため
文書1 2	事業者が特 定運輸支局 長に特定日 Cに報告し た「報告 書」（A4 判2枚）	全て	6号イ	当該事業者から自発的 に提出された報告書で あり、公にすると今後 生じる同種事案の関係 者からの信頼を失い、 報告を躊躇する、ひい ては道路運送関係法令 違反の隠蔽を行うよう になるなど正確な事実 の把握を困難にするお

				それ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため
文書1 3	RE:【確認依頼(乗合)】特定法人特定営業所の監査書類について	【確認事項】	6号イ	公にすることにより監査手法が明らかになり違法行為を助長するおそれがあるため
		メール印刷者, 差出人, 宛先, CC, メール本文並びに署名に記載された氏名及びメールアドレス	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。	行政機関に所属する公務員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報に該当するところ、その氏名を公にすることにより、関係者から不当な圧力を受けるなど個人の権利利益を害することとなるような場合に当たるため
文書1 4	一般乗合旅客自動車運送事業の一部管理の委託および受託契約書 (A4判1枚)	全て	2号イ。同号ただし書の除外規定には該当しない。	民事上の契約の内容にかかるもので、事業者の経営判断により決定される当事者以外には通常知り得ない企業秘密である。したがって、それを公にすることは、当該事業者の経営状況等が知られることとなり競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがあるため
文書1 5	目次	担当者名	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。	行政機関に所属する公務員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報に該当するところ、その

				氏名を公にすることにより、関係者から不当な圧力を受けるなど個人の権利利益を害することとなるような場合に当たるため
		添付書類	6号イ	公にすることにより監査手法が明らかになり違法行為を助長するおそれがあるため
文書16	【監査概要】	3. 監査実施者	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。	行政機関に所属する公務員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報に該当するところ、その氏名を公にすることにより、関係者から不当な圧力を受けるなど個人の権利利益を害することとなるような場合に当たるため
文書17	事業者台帳乗合	運行管理者名及び整備管理者名	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため
文書18	旅客自動車運送事業運行管理者選任（解任）届出書	氏名、生年月日及び資格者証番号	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため
文書19	整備管理者（選任・変更・廃止）届出	氏名、生年月日及び合格証書番号	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため
文書20	車両一覧（A4判9枚）	全て	6号柱書き	道路運送車両法による自動車の登録事項等証明書の交付請求の要件

				として原則記載が義務づけられている情報であり、公とした場合、不正な交付請求が行われるなど、自動車の所有権の公証制度に係る事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため
文書 2 1	事業者が特定運輸支局長に特定日 A に報告した「運行を途中で終了した事案の発生について」（A 4 判 3 枚）	全て	6 号イ	当該事業者から自発的に提出された報告書であり、公にすると今後生じる同種事案の関係者からの信頼を失い、報告を躊躇する、ひいては道路運送関係法令違反の隠蔽を行うようになるなど正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため
文書 2 2	特定法人による運行中断について	来庁者の役職及び氏名	1 号。同号ただし書の除外規定には該当しない。	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため
		対応者	1 号。同号ただし書の除外規定には該当しない。	行政機関に所属する公務員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報に該当するところ、その氏名を公にすることにより、関係者から不当な圧力を受けるなど個人の権利利益を害する

				こととなるような場合に当たるため
		<b>【内容】</b>	6号イ	報告書の内容や聞き取りした内容が分かる情報が記載されており、これらの情報を公にすると、違反事実を確認するために聞き取りを行う際の着眼点等が明らかとなり、違反事実の発覚を免れようとする者に対し、そのための対策を講じる余地を与えることとなるため
文書2 3	事業者が特定運輸支局長に特定日Dに報告した「運行を途中で終了した事案の発生について（ご報告）」（A4判7枚（理由説明書では「6枚」））	全て	6号イ	当該事業者から自発的に提出された報告書であり、公にすると今後生じる同種事案の関係者からの信頼を失い、報告を躊躇する、ひいては道路運送関係法令違反の隠蔽を行うようになるなど正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため
文書2 4	補足説明文書	<b>【以下ヒアリング、調査結果による】</b> 及び <b>【支局からの質問、意見、指示】</b>	6号イ	聞き取りした内容や対応方針などが分かる情報が記載されており、これらの情報を公にすると、違反事実を確認するために聞き取りを行う際の着眼点等が明らかとなり、違反事実



				の発覚を免れようとする者に対し、そのための対策を講じる余地を与えることとなるため
文書 2 5	確認書	確認者の役職及び氏名	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため
文書 2 6	一般乗合旅客自動車運送事業監査表	監査員	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。	行政機関に所属する公務員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報に該当するところ、その氏名を公にすることにより、関係者から不当な圧力を受けるなど個人の権利利益を害することとなるような場合に当たるため
		監査立会者の氏名等	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため
		自動車登録番号	6号柱書き	道路運送車両法による自動車の登録事項等証明書の交付請求の要件として原則記載が義務づけられている情報であり、公とした場合、不正な交付請求が行われるなど、自動車の所有権の公証制度に係る事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため
		監査項目、判定、概	6号イ	自動車運送事業者を監査、処分する上での指

		要，判定基準，総合判定及び総合所見		摘事項等が記載されており，監査における手の内が明らかになる等，違法行為の事実確認を困難にするおそれがあるため
文書27	監査表補足（A4判1枚）	全て	6号イ	公にすることにより監査手法が明らかになり違法行為を助長するおそれがあるため
文書28	指導監督実施状況チェックシート（A4判1枚）	全て	6号イ	監査結果を判定する上で，詳細な基準等が記載されており，公にすることにより判定の手法が明らかになり違法行為を助長するおそれがあるため
文書29	点呼記録表	乗務員氏名及び印影	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。	個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当するため
		運行管理者印影	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。	個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当するため
		交番名，車両番号，指示事項の一部及び勤務内容	2号イ。同号ただし書の除外規定には該当しない。	当該事業者の内部管理情報であり，公となることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるため
文書30	運行記録（タコグラフ）	運転者名及び印影	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。	個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当するため

		交番名及び 走行料	2号イ。同号 ただし書の除 外規定には該 当しない。	当該事業者の内部管理 情報であり、公となる ことにより、当該法人 等又は当該個人の権 利、競争上の地位その 他正当な利害を害する おそれがあるため
		自動車登録 番号	6号柱書き	道路運送車両法による 自動車の登録事項等証 明書の交付請求の要件 として原則記載が義務 づけられている情報で あり、公とした場合、 不正な交付請求が行わ れるなど、自動車の所 有権の公証制度に係る 事務の適正な執行に支 障を及ぼすおそれがあ るため
文書3 1	特定地方公 共団体関係 交番別距離 確認表	運転士名、 車番及び印 影	1号。同号た だし書の除外 規定には該当 しない。	個人に関する情報であ って、特定の個人を識 別することができるも のに該当するため
文書3 2	営業所掲示 物写真（A 4判2枚）	全て	2号イ。同号 ただし書の除 外規定には該 当しない。  1号。同号た だし書の除外 規定には該当 しない。	当該事業者の通達文書 及びその内容を表示す る液晶画面は当該事業 者の内部情報であり、 公となることにより、 当該法人の権利、競争 上の地位その他正当な 利害を害するおそれあ るため  また、氏名及び印影は 個人に関する情報であ って、特定の個人を識 別することができるも のに該当するため

文書3 3	路線パトロール記録	実施者、印影及びその他特記事項	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため
文書3 4	講習会記録（指導記録）及び添付資料（A4判113枚）	全て	2号イ。同号ただし書の除外規定には該当しない。 1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。	当該事業者の内部情報であり、公となることにより、当該事業者の指導教育におけるノウハウ等が明らかとなり当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるため また、氏名及び印影は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため
文書3 5	運転者等チェック表（A4判5枚）	全て	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため

別表2 諮問庁が新たに開示している部分  
(略：理由説明書の記載と同旨のため)

別表3 諮問庁が改めて検討した結果、新たに開示している部分

1 文書番号 (別表1)	2 文書名	3 新たに開示する部分
文書3	決裁・供覧（一般乗合旅客自動車運送事業者の行政処分について）	監査実施者
文書4	決裁・供覧（行政手続法の規定に基づく不利益処分に係る弁明の通知について）	監査実施者
文書9	死亡事故発生の報告について	社番
文書10	指導監督実施状況チェックシート及びその補足説明（A4判3枚）	文書のタイトル
文書12	事業者が特定運輸支局長に特定日Cに報告した「報告書」（A4判2枚）	法人名及び文書のタイトル
文書13	RE：【確認依頼（乗合）】特定法人特定営業所の監査書類について	メールの印刷者，差出人，宛先，CC及び署名に記載された氏名
文書14	一般乗合旅客自動車運送事業の一部管理の委託および受託契約書（A4判1枚）	文書のタイトル
文書15	目次	担当者名
文書16	【監査概要】	3. 監査実施者
文書20	車両一覧（A4版9枚）	表中の自動車登録番号及び表頭の記載，使用者氏名，使用者住所及び使用の本拠
文書21	事業者が特定運輸支局長に特定日Aに報告した「運行を途中で終了した事案の発生について」（A4判3枚）	法人名及び文書のタイトル
文書22	特定法人による運行中断について	対応者

文書 2 3	事業者が特定運輸支局長に特定日Dに報告した「運行を途中で終了した事案の発生について（ご報告）」（A4版6枚）	法人名及び文書のタイトル
文書 2 6	一般乗合旅客自動車運送事業 監査表	監査員及び自動車登録番号
文書 2 8	指導監督実施状況チェックシート（A4判1枚）	文書のタイトル
文書 3 5	運転者等チェック表（A4判5枚）	表頭の記載

別表4 不開示維持部分

1 文書番号 (別表1)	2 文書名	3 不開示維持部分	4 根拠条文(法5条)
文書1	輸送施設の使用停止及び付帯命令書	受領者名	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。
文書5	★特定法人 違反点数整理	対象営業所, 監査日, 端緒及び処分内容の一部	2号イ
文書9	死亡事故発生の報告について	4. 当事者 ○歩行者(死亡)に記載された職業, 氏名, 年齢及び性別	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。
		4. 当事者 ○当社乗務員に記載された氏名, 年齢及び経験	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。
文書10	指導監督実施状況チェックシート及びその補足説明(A4判3枚)	文書のタイトル並びに「★指導・監督内容」の1~10の記載事項及び「★配慮すべき事項」の1~7の記載事項を除く全て	6号イ
文書11	一般乗合旅客自動車運送事業監査表 特定頁番号と記載のあるもの	判定, 概要及びメモ	6号イ
文書12	事業者が特定運輸支局長に特定日Cに報告した「報告書」(A4判2枚)	日付, 宛先, 法人名及び文書のタイトルを除く全て	6号柱書き及びイ
文書13	RE:【確認依頼(乗合)】特定法人特定営業所の監査書類について	【確認事項】	6号柱書き
		署名に記載されたメールアドレス	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。



文書 1 4	一般乗合旅客自動車運送事業の一部管理の委託および受託契約書（A 4 判 1 枚）	文書のタイトルを除く全て	2 号イ。同号ただし書の除外規定には該当しない。
文書 1 5	目次	添付書類	6 号イ
文書 1 7	事業者台帳乗合	運行管理者名及び整備管理者名	1 号。同号ただし書の除外規定には該当しない。
文書 1 8	旅客自動車運送事業運行管理者選任（解任）届出書	氏名，生年月日及び資格者証番号	1 号。同号ただし書の除外規定には該当しない。
文書 1 9	整備管理者（選任・変更・廃止）届出	氏名，生年月日及び合格証書番号	1 号。同号ただし書の除外規定には該当しない。
文書 2 0	車両一覧（A 4 判 9 枚）	表外の使用者名，使用者住所，使用の本拠及び日付並びに表中の自動車登録番号及び表頭の記載，使用者氏名，使用者住所及び使用の本拠を除く全て	2 号イ
文書 2 1	事業者が特定運輸支局長に特定日 A に報告した「運行を途中で終了した事案の発生について」（A 4 判 3 枚）	日付，宛先，法人名及び文書のタイトルを除く全て	6 号柱書き及びイ
文書 2 2	特定法人による運行中断について	来庁者の役職及び氏名	1 号。同号ただし書の除外規定には該当しない。
		【内容】	6 号イ
文書 2 3	事業者が特定運輸支局長に特定	日付，宛先，法人名及び文書のタイトルを除く全て	6 号柱書き及びイ

	日Dに報告した「運行を途中で終了した事案の発生について（ご報告）」（A4判7枚（理由説明書では「6枚」））		
文書2 4	補足説明文書	【以下ヒアリング，調査結果による】及び【支局からの質問，意見，指示】	6号イ
文書2 5	確認書	確認者の役職及び氏名	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。
文書2 6	一般乗合旅客自動車運送事業監査表	監査立会者の氏名等	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。
		監査項目，判定，概要，判定基準，総合判定及び総合所見	6号イ
文書2 7	監査表補足（A4判1枚）	文書のタイトルを除く全て	6号イ
文書2 8	指導監督実施状況チェックシート（A4判1枚）	文書のタイトル並びに「★指導・監督内容」の1～10の記載事項及び「★配慮すべき事項」の1～7の記載事項を除く全て	6号イ
文書2 9	点呼記録表	乗務員氏名及び印影	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。
		運行管理者印影	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。
		交番名，指示事項の一部及び勤務内容	2号イ。同号ただし書の除外規定には該当しない。

文書 3 0	運行記録（タコ グラフ）	運転者名及び印影	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。
		交番名及び走行料	2号イ。同号ただし書の除外規定には該当しない。
文書 3 1	特定地方公共団 体関係交番別距 離確認表	運転士名，車番及び印影	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。
文書 3 2	営業所掲示物写 真（A4判2 枚）	全て	2号イ。同号ただし書の除外規定には該当しない。
文書 3 3	路線パトロール 記録	実施者，印影及びその他特 記事項	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。
文書 3 4	講習会記録（指 導記録）及び添 付資料（A4判 113枚）	全て	2号イ。同号ただし書の除外規定には該当しない。
文書 3 5	運転者等チェッ ク表（A4判5 枚）	表頭の記載を除く全て	1号。同号ただし書の除外規定には該当しない。

別表5 不開示情報該当性について判断しない部分

1 文書番号 (別表1)	2 文書名	3 該当部分	4 当審査会による本件対象文書と諮問書に添付された開示実施文書との照合結果
文書5	★特定法人違反点数整理	処分年月日，違反点数，違反件数及び指摘事項確認監査日の一部	当該文書において塗抹された部分には，処分年月日，違反点数，違反件数及び指摘事項確認監査日の一部が含まれていることが認められる。当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，当該部分是对象営業所，監査日，端緒及び処分内容の一部に係る不開示部分と同様に，法5条2号イに該当すると判断したものであるとのことであるが，原処分の開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」には「対象営業所，監査日，端緒，処分内容の一部」について同号に該当することから不開示とした旨の記載があるのみであり，処分年月日，違反点数，違反件数及び指摘事項確認監査日の一部に関する記載は認められない。また，他の条項に該当する旨判断し不開示としたと解し得る記載も認められない。
文書24	補足説明文書	補足説明文書の後に続き，全部不開示とした1枚の文書	当該文書において塗抹された部分には，補足説明文書の後に続き，全部不開示とした1枚の文書が含まれていることが認められる。当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，当該部分 は文書21において不開示とした文書と同一のものであるため，法5条6号柱書き及びイに該当すると判断したものであるとのことであるが，原処分の開示決定通知書の「不開示とした部分とその

			<p>理由」には「【以下ヒアリング，調査結果による】【支局からの質問，意見，指示】」について法5条6号イに該当することから不開示とした旨の記載があるのみであり，補足説明文書の後に続き，全部不開示とした1枚の文書が含まれている旨の記載は認められない。</p> <p>また，他の条項に該当する旨判断し不開示としたと解し得る記載も認められない。</p>
文書2 6	一般乗合旅客自動車運送事業監査表	「監査立会者（役職）」欄の人数の記載	<p>当該文書において塗抹された部分には，「監査立会者（役職）」欄の人数の記載が含まれていることが認められる。当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，当該部分は監査員，監査立会者の氏名等，監査項目，判定，概要，判定基準，総合判定及び総合所見に係る不開示部分と同様に，法5条1号に該当すると判断したものであるとのことであるが，原処分の開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」には「監査員，監査立会者の氏名等，監査項目，判定，概要，判定基準，総合判定，総合所見」について同号に該当することから不開示とした旨の記載があるのみであり，「監査立会者（役職）」欄の人数に関する記載は認められない。</p> <p>また，他の条項に該当する旨判断し不開示としたと解し得る記載も認められない。</p>